

札幌市純水素型燃料電池導入補助金交付要綱

令和6年12月9日 まちづくり政策局長決裁
(最終改正 令和7年6月6日)

(目的)

第1条 この要綱は、純水素型燃料電池の導入を支援するために、札幌市が予算の範囲内において費用の一部を補助することで、札幌市における脱炭素社会の構築に向けた水素エネルギーの普及促進に寄与するとともに、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 純水素型燃料電池 水素のみを燃料とする燃料電池であって、発電した電力及び発電に伴い発生した熱を供給するものをいう。

(2) リース契約 本補助金交付の対象となる機器（以下「対象機器」という。）の所有者である貸主が、対象機器の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり対象機器を使用収益する権利を与え、借主は、対象機器の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。

ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができるものでないこと。

イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

(3) 割賦販売 対象機器の所有者である売主が、当該機器の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の賦払の方法により分割して当該機器の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該対象機器の所有権が売主に留保されることを条件に、当該対象機器を販売することをいう。

(4) リース事業者 リース契約又は割賦販売契約に基づき、対象機器のリース又は販売を行う者をいう。

(補助金交付の対象機器及び補助金交付額)

第3条 対象機器及び補助金の交付額は、別表1のとおりとする。ただし、対象機器の設置に当たり国等の補助金が充当される場合には、対象機器の本体価格（税抜き）から国等の補助金を控除した額の2分の1以内の額を補助金の交付額とする。なお、補助金の交付は札幌市の予算の範囲内で行うものとする。

(対象機器の要件等)

第4条 対象機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

- ア 定置式（可搬型を除く）であること。
- イ 屋外で使用する場合は、マイナス 15℃の環境下でも安定した動作をする耐寒性を備えていること。なお、屋内設置の場合は札幌市との協議による。
- ウ メーカー指定の環境条件に設置すること。
- エ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用（税抜き）

本体価格のみを対象とし、オプション機器や配管、配線及び据付工事に関する費用、既設機器の撤去及び処分にかかる費用は対象外とする。

なお、再エネ発電設備や蓄電池、水素製造設備、水素貯蔵設備、エネルギーマネジメントシステム等と組み合わせた複合的な設備であっても対象は純水素型燃料電池の本体価格のみとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表2に定める書類を添えて補助金交付申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書は、持参又は郵送により申請することとし、別表3に定める提出期限までに指定場所へ提出しなければならない（期限日必着）。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に対象機器を設置した者、又は設置しようとする者。

(2) (1)に掲げる者と対象機器に係るリース契約や割賦販売契約を締結し、又は締結しようとするリース事業者。

- 2 補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。なお、補助対象者が第1項第2号に定めるリース事業者の場合は、対象機器の借主又は買主についても同様とする。

(1) 札幌市税を滞納していない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者であること。

(対象機器の取得日の制限)

第7条 対象機器の取得日は、別表3に定める機器取得日以降でなければならない。なお、対象機器の取得日とは、機器の設置が完了し、引き渡しを受けた日のことをいう。

(申請募集期間、申請受理の停止)

第8条 市長は、別表3に定める申請募集期間の申請を受理するものとする。

- 2 市長は、受理した申請に係る補助金額が、予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止し、予算超過日を募集終了日とする。

- 3 市長は、前項の規定により、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について速やかに抽選を実施し、補助対象者に通知するものとする。

（補助金交付の決定）

- 第9条 市長は、第5条第1項による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、補助金交付・不交付決定通知書（様式2）により、補助対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付目的を達成するための必要な限度において、当該決定に条件を付することができる。

（補助金交付申請の内容変更及び中止）

- 第10条 前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下、「補助決定対象者」という。）は、申請内容を変更、又は対象機器の設置を中止する場合は、補助金交付変更等承認申請書（様式3）を必ず市長に提出しなければならない。ただし、以下の各号についての変更は認めないものとする。
- （1）補助金の交付予定額の増額。
- （2）対象機器の変更及び追加。
- 2 市長は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金交付変更等承認・不承認通知書（様式4）を補助決定対象者に通知するものとする。なお、対象機器の設置の中止又は前項各号に該当する変更の届出の場合は、補助金交付決定取消通知書（様式5）を併せて通知するものとする。

（実績報告）

- 第11条 補助決定対象者は、対象機器の設置が完了し、引き渡しを受けた後に実績報告書（様式6）に別表4に定める書類を添えて、別表3に定める期限内に指定場所へ持参又は郵送することとする（期限日必着）。
- 2 第5条で定める交付申請時に、既に対象機器の設置が完了し、引き渡しが済んでいる場合は、補助対象者は、前項に定める実績報告書及び別表4に定める添付書類について補助金交付申請書の提出と同時に提出することができる。

（補助金の交付）

- 第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、その報告内容が交付決定通知の内容及び付した条件に適合していると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式7）により当該補助決定対象者に通知した後、速やかに補助金の交付手続きを行うものとする。

（補助金の返還）

- 第13条 市長は、補助決定対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部について期間を定めて返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 第 16 条に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。
 - (4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したとき又は補助金の全部もしくは一部の返還を求めるときは、補助金交付決定取消通知書（様式 5）及び返還請求通知書（様式 8）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

- 第 14 条 補助金の交付を受けた者（以下、「補助受領者」という。）は、補助金の交付を受けた対象機器について、耐用年数（別表 5）を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助受領者は、耐用年数の期間内に当該対象機器を売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし又は担保に供する（以下「処分」という。）ときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式 9）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、財産処分承認・不承認通知書（様式 10）により補助受領者に通知するものとする。
- 4 補助受領者は前項の規定による承認を受けて、対象機器を処分したときは、財産処分報告書（様式 11）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による処分報告があったときは、別表 6 に定めるところにより算出した額について、返還請求通知書（様式 8）により補助受領者に対し期間を定めて返還を求めることができる。

（帳簿の保存）

- 第 15 条 補助決定対象者及び補助受領者は、補助対象事業の実施の状況及び補助対象事業に係る収支の状況が明示された帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の末日の翌日から起算して 5 年間、保存しなければならない。

（検査）

- 第 16 条 市長は、この要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助決定対象者又は補助受領者から前条に規定する帳簿類の開示を求め、自ら書類及び現地調査を実施することができる。

（近隣住民への配慮）

- 第 17 条 補助決定対象者及び補助受領者は、対象機器及びその付属品を設置する場合、設置場所、設備等について、近隣に居住する市民等に十分に配慮しなければならない。

（協力）

第 18 条 補助受領者は、対象機器を活用し、市民等に対して水素エネルギー（再生可能エネルギー由来水素を含む）に関する、次のいずれかの普及啓発を実施しなければならない。ただし、補助受領者が個人の場合はこの限りではない。

- （1）対象機器を活用したイベントの開催
- （2）自ら管理するホームページやソーシャルメディアにおける対象機器の概要、意義等についての公表
- （3）その他市長が水素エネルギーの普及啓発に資すると認める取組

2 市長は、補助受領者に対して、必要に応じて次に掲げる事項について協力を依頼することができる。

- （1）前項に定める普及啓発の取組実績調査
- （2）対象機器の運用状況調査（エネルギー利用状況、水素運搬状況等）
- （3）その他市長が必要と認める事項

（不可抗力による免責）

第 19 条 補助対象者及び補助決定対象者は、天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、その他申請者の責に帰し得ない事由により、第 5 条に定める補助金交付申請書及び第 11 条に定める実績報告書を期限までに提出できない場合には、別途、札幌市と協議することができる。

（その他）

第 20 条 この要綱の実施に関しその他必要な事項は、まちづくり政策局水素事業担当部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 12 月 9 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 6 日一部改正）

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。

別表1 補助対象機器と補助金交付額（第3条関係）

補助対象機器	補助金交付額(円)※
純水素型燃料電池	本体価格（税抜き）の1/2以内の額

※ 補助金交付額は、千円未満の端数を切捨て算出する

別表2 交付申請添付書類（第5条関係）

申請者	交付申請に必要な添付書類
共通	1. 対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用が内訳を含めて明記されている書類（見積書、契約書等）※ 2. 納税証明書（指名願）の写し 3. 施設平面図 4. 機器配置図 5. 単線結線図 6. 機器仕様書、保証書 7. 札幌市以外から受ける補助金の交付額が分かる書類 8. その他市長が必要と認める書類
事業者	1. 登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）の写し 2. 財務諸表（直近2年分） 3. 会社概要 4. 定款
事業者 （個人事業主）	1. 開業届の写し
個人	1. 住民票の写し、運転免許証（表裏面）の写し又はマイナンバーカード（表面）の写し
リース事業者	（使用者によって事業者、個人事業主、個人の欄にある添付書類）

※純水素型燃料電池本体価格が明示されているものであることとし、値引き等ある場合は、差し引いた額を本体価格とする

別表3 申請募集期間、実績報告期限、対象機器取得日、指定場所
(第5条、第7条、第8条、第11条関係)

申請募集期間	実績報告期限	対象機器取得日
市長が別途定めた日から 補助制度実施年度の 12月最終週の金曜日まで	補助制度実施年度の 3月第2週の金曜日まで	補助制度実施年度の 4月1日以降
指定場所		
060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3-1 ばらと北1条ビル8階 札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 グリーントランスフォーメーション推進室 水 素事業担当課 宛		

別表4 実績報告書添付書類(第11条関係)

申請者	実績報告に必要な添付書類
共通	1. 機器等の設置写真、施工完了日、引渡日が分かる書類 2. 補助金の振込先(銀行名・支店、口座名義、口座番号) 3. 請求書(明細含む)の写し 4. 領収書の写し 5. その他市長が必要と認める書類

別表5 耐用年数(第14条関係)

対象機器	耐用年数
純水素型燃料電池(定置式)	6年

別表6 財産処分による補助金返還額計算式(第14条関係)

$〔耐用年数(日) - 使用期間(日)〕 \div 耐用年数(日) \times 補助金交付額(円)$
